

川崎市太陽光発電設備等設置費補助金交付要綱

(通則)

第1条 川崎市太陽光発電設備等設置費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年川崎市規則第7号）及び、その他の法令及び関連通知の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、持続可能な脱炭素社会の構築に向け、市域の再生可能エネルギー（以下、「再エネ」という。）の導入促進及び再エネの地産地消を促進するため、この要綱の別表1に定める設備等を設置する者に対して補助金を交付することについて、手続等に関する基本的事項を定めることにより、補助金交付に関する業務の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

2 前項に加えて、子育て世帯等に対して、住宅の取得支援を図る。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 人の居住の用に供する家屋のうち、床面積の合計が2,000㎡未満（人の居住の用以外の用に供する部分を含む）のものをいう。
- (2) 個人住宅 一つの住宅に一世帯が居住するもの、又は一つの住宅が区分登記された二世帯住宅等の各住戸をいう。
- (3) 共同住宅 一つの住宅に二つ以上の住戸があり、廊下、階段等を共用しているものをいう。
- (4) 新築 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第2条第2項に規定する「新築住宅」のうち注文を受けて建築される住宅をいう。
- (5) 建売 前号に定める新築住宅の建売住宅又は分譲住宅をいう。
- (6) 既築 第3号に定める新築及び前号に定める建売以外の住宅をいう。

(補助金の交付対象者)

第4条 補助金の交付対象者は、次のものとする。

- (1) 居住している又は居住を予定している市内の個人住宅に対し別表1に定める設備等を設置する個人
- (2) 居住している又は居住を予定している市内の共同住宅の専有部分に対し別表1に定める設備等を設置する個人

2 前項に加えて、補助金の交付対象者は次の各号の要件を備えていなければならない。

- (1) 市税の滞納がないこと
- (2) 別表1に定める設備等を設置する住宅の所有者と補助金の交付を申請する者（以下、「申請者」という。）が異なる場合又は共有者がいる場合は所有者又は全ての共有者との間で同意が取れていること。

3 前2項の規定にかかわらず、川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第8条の規定に基づき、補助金の交付対象者又は第10条第1項に規定する補助金の交付に係る事務手続きの委任を受

けた者が次の各号に掲げるいずれかに該当する場合は補助金交付の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号、この項において以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員
- (2) 法第2条第2号に規定する暴力団
- (3) 法人にあっては、代表者又は役員の中に第1号に規定する暴力団員に該当があるもの
- (4) 法人格を持たない団体にあっては、法人の役員と同等の責任を有する者が第1号に規定する暴力団員に該当するもの

（補助対象設備等）

第5条 補助の交付対象は、別表1に定める設備等（以下、「補助対象設備等」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の要件を満たすものとする。

- (1) 設置する設備は、商用化されて設置実績があるものであること。また、申請者が購入したものであり、中古設備ではないこと。
- (2) 太陽光発電設備は、第14条第1項に規定する設置完了届の提出までに「川崎市太陽光発電設備普及事業者登録制度」に登録された事業者によって設置されたものであること。

（補助対象経費）

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下、「補助対象経費」という。）は、補助対象設備等の本体購入に係る費用及び設置工事に係る費用とする。ただし、申請者が、この要綱以外の規定による国、県、本市及び本市以外の地方自治体の他の補助金等を補助対象経費の一部に充当しようとする場合は、当該補助金等の額を控除した額を補助対象経費とする。

2 前項の規定にかかわらず、消費税相当額は補助対象経費としない。

（補助金額）

第7条 補助対象設備等に係る補助金額は、別表2に定めるとおりとする。

- 2 補助金の交付対象者は、同一年度内には一度しか第9条第1項に規定する交付申請を行うことができない。
- 3 前各項の規定にかかわらず、補助金額が補助対象経費を上回る場合、交付する補助金額が補助対象経費を上回らないように、市長は補助金額を減額することができる。
- 4 前各項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

（募集）

第8条 市長は、別表3（1）に定める募集期間内に、この要綱に基づいて申請者を募集する。

2 前項の規定にかかわらず、募集期間内に補助金の交付予定総額が予算の範囲を超える場合、予算の範囲を超える日に募集及び第11条第1項に規定する受付を終了する。

（補助金の交付申請）

第9条 申請者は、前条第1項に定める募集期間内であって、かつ別表3（2）に定める期限までに、次項に定める書類を「オンライン手続きかわさき（e-KAWASAKI）」（以下、「オンライン手続き」という。）により提出し、第11条第1項に定める受付を受けなければならない。

2 申請者は、次に掲げる書類を添付して、交付申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

- (1) 同意書（第2号様式 補助対象設備等を設置する住宅の所有者と申請者が異なる場合又は共有者がいる場合）

- (2) 納税証明書（市民税・県民税（個人）又は非課税証明書。交付申請書の提出前3か月以内かつ発行できる最新年度のもの。）
- (3) 現況カラー写真（住宅全体（住宅建築前の場合はその予定地全景）及び補助対象設備等の設置場所が確認できるもの、かつ交付申請書の提出前3か月以内のもの）
- (4) 補助対象設備等の設置に係る契約書の写し（太陽光発電設備、蓄電池は出力や容量を示す資料）
- (5) 国若しくは神奈川県が実施する ZEH 等に関する補助事業（以下、「国・県 ZEH 補助」という。）の交付決定通知書の写し、又は、当該建物が「ZEH」であることを示す省エネルギー性能表示評価書（別表1に定める（4）又は（5）若しくは（6）の設備の設置を申請する場合に限る）
- (6) 太陽光発電設備の設置を証する書類（蓄電池のみの設置を申請する場合に限る）
- (7) 補助対象設備等の設置に係る決議書又はこれに代わるもの（共同住宅の管理組合が管理する施設に太陽光発電設備等を設置する場合に限る）
- (8) その他市長が必要と認める書類

（事務手続きの委任）

第10条 申請者は、補助金の交付に係る事務手続きを第三者に委任することができる。

- 2 申請者は、前項のとおり事務手続きを第三者に委任する場合、交付申請書（第1号様式）に必要事項を記載し市長に提出しなければならない。
- 3 委任を受けた者は、この要綱等を遵守し、適切な手続きとなるよう誠意をもって対応しなければならない。

（受付、交付決定及び不交付の決定）

第11条 市長は、第9条第2項に定める交付申請書（第1号様式）及び書類を不備なく添付して提出した申請者から、受付を先着順に行う。

- 2 市長は、交付申請書（第1号様式）を受付した場合、速やかにその内容を審査し、補助金交付決定の適否を判断し、補助金の支出が適当と認められる場合、受付があった日の順に補助金を交付する者（以下「交付決定者」という。）及び補助金交付額を決定する。
- 3 市長は、別表3（1）に定める募集期間内に補助金交付予定総額が予算の範囲を超える場合は、予算の範囲を超える日に受付した申請者の補助金申請額に応じて予算の範囲内で補助金交付額を算定する。
- 4 市長は、交付を決定したときは所要の条件を付して補助金交付決定通知書（第3号様式）により、また、第4条及び第5条の規定を踏まえ、交付しない旨の決定をしたときは補助金不交付決定通知書（第4号様式）により、申請者にその旨を通知する。

（計画変更届の提出）

第12条 交付決定者は、交付申請書（第1号様式）に記載した事項を変更する場合は、オンライン手続きにより速やかに計画変更届（第5号様式）を市長に提出しなければならない。また、計画変更届により申請者、補助対象設備等の追加及び補助対象設備等の設置場所の変更並びに補助金交付決定額の増額はできない。ただし、次の各号に掲げる変更については、完了届を提出する際に届け出ることによりこれに代えることができる。

- (1) 補助金の額が変わらない変更
- (2) その他市長が認める軽微な変更

(計画中止届の提出)

第13条 交付決定者は、補助対象設備等が設置された住宅の購入又は補助対象設備等の設置を取り止める
とき、その他当該補助事業に係る手続きを中止するときは、オンライン手続きにより計画中止届（第6
号様式）を市長に速やかに提出しなければならない。

(設置完了届の提出)

第14条 交付決定者は、補助対象設備等の設置が完了した日から起算して30日以内又は別表3（1）に定
める設置完了届提出期間の終期のいずれか早い日までに、オンライン手続きにより次に掲げる書類を添
付して、設置完了届（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

- (1) 領収書等の写し（交付決定者が補助対象設備等の設置費用を負担したことを証する書類）
- (2) 現況カラー写真（住宅全体及び補助対象設備等の設置状況が確認できるもの）
- (3) 電気事業者との接続契約等が確認できる書類の写し（交付決定者と別の者が電力受給契約を
結ぶ場合、交付決定者と電力需給契約を結ぶものが生計を一にする親族であることを証明する
書類の提出を要する）
- (4) 出力対比表（太陽光発電設備の設置を申請した場合に限る）
- (5) 蓄電池の出荷証明書、又は、保証書の写し（蓄電池の設置を申請した場合に限る）
- (6) 国・県 ZEH 補助の交付額確定通知の写し、又は、建設性能評価書（別表1に定める（4）又
は（5）若しくは（6）の設備の設置を申請した場合に限る）
- (7) 住民票の写し等（交付決定者が補助対象設備等の設置場所に居住していることを証明する書
類として、設置完了届の提出前3か月以内のもの。ただし、交付決定者が単身赴任等により自
ら居住することができなくなった場合には、交付決定者の転居又は転出先を証する書類及び生
計を一にする親族が補助対象設備等の設置場所に居住していることを証する書類の提出を要す
る。）
- (8) 別表1の（2）を設置した場合には、FITを適用しない旨を証する書類
- (9) その他市長が必要と認める書類

(設置完了届の審査、補助金交付額の確定及び補助金の交付)

第15条 市長は、前条の設置完了届（第7号様式）を受付した場合、速やかにその内容を審査し、当該年
度中に補助金交付額の確定を行わなければならない。

2 補助金交付額を確定したときは、補助金確定通知書（第8号様式）により、交付決定者に対し補助金
を交付する額を通知し、補助金を交付するものとする。

(管理等)

第16条 補助金の交付を受けた者（以下「補助金受給者」という。）は、補助対象設備等を減価償却資産
の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間（以下「法定耐用年数」という。）、
善良なる管理者の注意をもって管理し、その居住する住宅において使用しなければならない。

2 補助対象設備等を継承する補助金受給者以外の者（以下「継承者」という。）は、補助金の交付に係
る権利義務も継承するものとし、継承した補助対象設備等の管理について前項に定める義務を負う。

3 相続等により補助対象設備等を継承し、補助対象設備等の名義変更等を行うときは、継承者は市にそ
の旨報告するものとする。

(処分の制限)

第17条 補助金受給者は、法定耐用年数の期間内において補助対象設備等を処分しようとするとき又は天災地変その他補助金受給者の責に帰することのできない理由により、補助対象設備等が損傷又は滅失したときは、処分承認申請書（第9号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、処分を承認したときは書面等により、申請者にその旨通知する。

（交付の決定及び確定の取消並びに補助金の返還）

第18条 市長は、交付決定者、補助金受給者又は継承者がこの要綱に違反した場合、第11条第2項の規定による補助金交付決定又は第15条第1項の規定による補助金交付額の確定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、補助金受給者又は継承者に対し前項の取消をした場合、当該取消に係る部分に関し、補助金の返還を請求する。

3 補助金受給者が、第17条第1項に規定により補助対象設備等を処分したときは、市長が必要と認めた場合、交付を受けた補助金の全部又は一部の返還を請求することができる。

（協力）

第19条 市長は、補助金受給者に対し、補助対象設備等の使用状況又は市の地球温暖化対策の推進に向けた取組に必要な調査等について協力を求めることができる。

2 補助金受給者は、前項に規定する調査等に協力しなければならない。

（雑則）

第20条 この要綱により定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が定める。

附則

（施行期日等）

1 この要綱は、令和6年6月17日から施行する。

2 川崎市住宅用創エネ・省エネ・蓄エネ機器導入補助金交付要綱（平成31年4月1日制定。次項において「旧要綱」という。）は、廃止する。

3 この要綱の施行の日以後に行われる旧要綱の規定に基づく手続その他の事務については、なお旧要綱の規定の例による。

附則

（施行期日）

1 この要綱は、令和6年7月9日から施行する。

別表 1

設備等	仕様・要件
(1) 太陽光発電設備 【FIT を適用するもの】	次の要件を全て満たすものであること。 ア 申請者自ら若しくは申請者と生計を一にする親族が電気事業者と電力受給契約（低電圧配線と逆潮流ありで連系）を結ぶこと。 イ 2kW 以上 10kW 未満の住宅用太陽光発電設備であること。
(2) 太陽光発電設備 【FIT を適用しないもの】	「(1) 太陽光発電設備【FIT を適用するもの】」のア・イに加えて、次の要件を全て満たすものであること。 ア FIT の認定を取得しないこと。 イ 電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。 ウ 売電を行う場合は全量買取方式ではなく、余剰買取方式によること。 エ 法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象設備等により取得した温室効果ガス排出削減効果について J-クレジット制度への登録を行わないこと（ただし、ZEH（ZEH Oriented 含む）・ZEH+と併せて第9条に規定する交付申請を行う設備は除く）。
(3) 蓄電池	次の要件を全て満たすものであること。 ア 原則として太陽光発電設備と連系して発電した電気を蓄電するもので平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備であり、停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。 イ 環境省が実施する「戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業」において、補助対象製品として登録されていること。
(4) ZEH 設備	次の要件を全て満たす ZEH であって、その設備のうち、太陽光発電設備及び蓄電池を除く空調設備、換気設備、照明設備等をいう。 ア 平成 28 年省エネルギー基準等に準拠して計算される住宅の外皮平均熱貫流率（UA 値）が 0.6 W/m ² K 以下であること。 イ 平成 28 年基準等に準拠して計算される住宅の冷房期の平均日射熱取得率（ η_{AC} 値）が 2.8 以下であること。 ウ 設計一次エネルギー消費量が再生可能エネルギーを除き基準一次エネルギー消費量から 20%以上削減されていること。 エ 設計一次エネルギー消費量が再生可能エネルギーを加えて基準一次エネルギー消費量から 100%以上削減されていること。 オ 二世帯住宅に該当し、各々の世帯で申請する場合は、当該建物について区分登記がなされていること。
(5) ZEH+設備	(4) のウを除く要件に加えて、次の要件を全て満たすものであって、その設備のうち、太陽光発電設備及び蓄電池を除く空調設備、換気設備、照明設備等をいう。 ア 設計一次エネルギー消費量が再生可能エネルギーを除き基準一次エネルギー消費量から 25%以上削減されていること。 イ 次の (a) ～ (c) の要件のうち 2 つ以上を満たすものであること。 (a) (4) ZEH 設備のアに定める外皮平均熱貫流率（UA 値）が 0.5 W/m ² K 以下であること。 (b) HEMS により、太陽光発電設備等の発電量等を把握した上で、住宅内の暖冷房設備、給湯設備等を制御可能であること。 (c) 再エネ発電設備により発電した電力を電気自動車若しくはプラグインハイブリッド車に充電を可能とする設備、又は電気自動車若しくはプラグインハイブリッド車と住宅間で電力を充放電することを可能とする設備を設置すること。
(6) ZEH Oriented 設備	(4) のエを除く要件を満たし、都市部狭小地（第一種及び第二種低層住居専用地域並びに第一種及び第二種中高層住居専用地域等であって敷地面積が 85 m ² 未満である土地。ただし、住宅が平屋建ての場合は除く。）に建築されるものであって、その設備のうち、太陽光発電設備及び蓄電池を除く空調設備、換気設備、照明設備等をいう。

別表 2

設備等	補助金額	備考
(1) 太陽光発電設備 【FIT を適用するもの】	40,000 円/件	

(2) 太陽光発電設備 【FITを適用しないもの】	70,000 円/kW 補助率 1/2 (限度額 280,000 円)	太陽光発電の出力の値（キロワット表示とし、小数第2位以下は切り捨てる）に1kW当たりの単価を乗じて得た額（1,000 円未満の端数は切り捨てる）、又は太陽光発電設備設置に係る経費に1/2を乗じて得た額（消費税相当額を除き、1,000 円未満の端数は切り捨てる）、若しくは限度額のうち最も低い額とする
(3) 蓄電池	100,000 円/kWh 補助率 1/2 (限度額 700,000 円)	蓄電池の容量の値（キロワットアワー表示とし、小数第2位以下は切り捨てる）に1kWh当たりの単価を乗じて得た額（1,000 円未満の端数は切り捨てる）、又は蓄電池設置に係る経費に1/2を乗じて得た額（消費税相当額を除き、1,000 円未満の端数は切り捨てる）、若しくは限度額のうち最も低い額とする。
(4) ZEH 設備	250,000 円	
(5) ZEH+設備	400,000 円	
(6) ZEH Oriented 設備	250,000 円	

別表 3

(1) 募集期間及び設置完了届提出期間

募集期間	設置完了届提出期間	
令和6年6月17日～令和6年12月27日	新築 既築	補助対象設備の設置後～令和7年2月14日
	建売	住宅の引渡し後～令和7年2月14日

(2) 申請期限

申請する補助対象設備等	申請期限	
太陽光発電設備 蓄電池	新築 既築	補助対象設備の設置工事着工前
	建売	住宅の引渡し前
ZEH ZEH+ ZEH Oriented	新築	当該住宅の工事着工前（基礎工事は着工可）
	建売	住宅の引渡し前